

公益社団法人 全国大学保健管理協会中国四国地方部会  
保健・看護分科会運営細則に関する申し合わせ事項

(細則第2条関係)

- 1 第2条の分科会員とは、全国大学保健管理協会中国四国地方部会（以下「地方部会」という。）のⅠ種会員校の保健管理施設に所属する保健師、看護師及びこれに準ずる者並びにⅡ種会員で、保健・看護分科会（以下「分科会」という。）に参加する意志を確認した者とする。

分科会員の身分確認は、毎年5月1日に、各県単位で地方部会幹事である分科会員が行い、県単位でまとめた名簿を分科会運営会議議長に報告する。

(細則第4条第1項関係)

- 2 第4条第1項の議長、副議長及び書記は、次の分科会員をもって充てる。
  - (1) 議長は、地方部会代表世話人校の地方部会幹事とする。
  - (2) 副議長は、中国四国大学保健管理研究集会当番大学（以下「当番大学」という。）の地方部会幹事とする。ただし、(1)及び(2)が重なる年度にあつては、前当番大学の地方部幹事とする。
  - (3) 書記は、次期または次々期当番大学の地方部会幹事とする。
- 3 運営会議構成員に任期の途中で欠員が生じた場合は、前任者と同じ大学から後任の地方部会幹事を充てることとし、任期は前任者の残任期間とする。

(細則第4条第7項関係)

- 4 運営会議に欠席する場合は、委任状を提出できるものとし、その委任状は第4条第7項の出席とみなす。

附 則

この申し合わせは、平成14年8月30日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成21年8月29日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成24年8月31日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成26年8月29日から施行する。